

## 令和2年度白鷹町新規狩猟免許取得等支援事業費補助金交付要綱

### (目的及び交付)

第1条 この要綱は、有害鳥獣による農林水産物への被害及び人的被害を防止するため捕獲活動等を行うために狩猟免許及びわな猟免許等を取得する者に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 狩猟免許 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第39条第2項に規定する狩猟免許をいう。
- (2) 狩猟者登録 鳥獣保護管理法第55条に規定する狩猟登録者をいう。
- (3) 猟銃等所持許可 前項の規定する狩猟免許の取得後、鉄砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可及び同法第7条の規定による許可証を交付されることをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金交付申請時において、町内に住所を有するおおむね65歳以下の者
- (2) 山形県猟友会西おきたま支部白鷹分会（以下「猟友会」という。）に入会し、町内の有害鳥獣捕獲活動に積極的に従事することができる者
- (3) 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの期間において、新たに狩猟免許を取得した者
- (4) 本町に係る町税等の滞納がない者

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げるものとし、町の他の制度の補助金等の交付を受けていないものとする。

- (1) 狩猟免許取得に係る経費（網猟免許、わな免許、第一、二種猟銃免許）
- (2) 鉄砲所持の許可に係る経費
- (3) 鉄砲の所持に係る経費
- (4) 狩猟者登録に係る経費
- (5) 猟友会の入会に係る経費

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とする。

### (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、狩猟免許の取得又は猟銃等所持許可を受けて、猟友会に入会した日に属する年度内に次に掲

げる書類を添えて白鷹町鳥獣対策協議会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 白鷹町新規狩猟免許取得等支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- (2) 取得した狩猟免許の写し
- (3) 取得した鉄砲所持許可証の写し（鉄砲所持許可を受けた場合に限る）
- (4) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (5) 猟友会会員であることを証明する書類
- (6) 納税証明書（町税の完納が確認できるもの）
- (7) その他会長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 会長は、申請者から前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して補助金の交付を決定し、当該交付決定者に白鷹町新規狩猟免許取得等支援事業費補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（実績報告の省略等）

第8条 実績報告は、第6条に規定する白鷹町新規狩猟免許取得等支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）及びその添付資料の提出をもってこれに代えることができる。

（補助金の請求）

第9条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の請求をしようとするときは、請求書（様式第3号）により補助金交付の決定通知を受領した日から起算して7日を経過する日までに町長に請求しなければならない。

（補助金の返還）

第10条 補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、会長は補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請等、不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) この要綱に定める事項に違反したとき

（帳簿の備付等）

第11条 交付決定者は、補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿及び証拠書類等を整備し、これらを補助事業終了後の翌年から起算して5年間保管しなければならない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月3日から施行する。